

合計所得金額について

平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額（※1）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。

※1 具体的には以下の（1）から（8）です。

- （1）収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- （2）特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- （3）特定住宅地造成事業等のために土地等を渡した場合の1,500万円（最大）
- （4）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- （5）住宅用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- （6）特定の土地（平成21年および平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- （7）令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円（最大）
- （8）上記（1）から（7）のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）